

## 審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 抱 条 項	第31条の23において準用する第5条第4項
処 分 の 概 要	許可証の再交付
原 権 者	大分県公安委員会
法 令 の 定 め :	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条（許可証再交付申請書の提出）及び第80条において準用する規則第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準 :	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 :	14日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先	当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考 :	